

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成23年6月21日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 イオンリテール株式会社
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンスーパーセンター盛岡渋民店 盛岡市玉山区渋民字鶴飼地内20番地1
- (3) 変更しようとする事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- (4) 変更する年月日 平成23年6月30日
- (5) 変更の理由 電力不足への対応のため

2 届出年月日 平成23年6月7日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所